

下呂市立小中学校事務共同実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年12月13日

下呂市教育委員会教育長 細田 芳充

令和元年下呂市教育委員会訓令第2号

下呂市立小中学校事務共同実施要綱の一部を改正する要綱

下呂市立小中学校事務共同実施要綱（平成26年下呂市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、下呂市立小中学校の事務の円滑かつ適切な処理を<u>確立するため、学校事務を共同で実施（以下「共同実施」という。）</u>することについて、<u>必要な事項を定め、学校運営の円滑化と学校教育の充実に資することを</u>目的とする。</p> <p>（支援室）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 教育委員会は、<u>支援室員の中</u>から統括事務長と副統括事務長を指名する。</p> <p>8・9 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、下呂市立小中学校の事務の円滑かつ適切な処理のための共同実施（以下「共同実施」という。）について、必要な事項を定めることにより、適正な学校事務の執行に資することを目的とする。</p> <p>（支援室）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 教育委員会は、<u>事務長のうち</u>から統括事務長と副統括事務長を指名する。</p> <p>8・9 （略）</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。